



埼玉県報

第 715 号
令和 8 年(2026 年)
5 月 1 日
金曜日

目次

告示

- 指定公金事務取扱者の指定（税務課）
- 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示（税務課）
- 税務システム機能保守等業務委託に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- （仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書の縦覧（環境政策課）
- 令和 8 年度埼玉県ふぐ処理者試験（食品安全課）
- 美児沢用水土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 庄内領用悪水路土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 国道 254 号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更（市街地整備課）
- 一般国道 140 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

告示

埼玉県告示第三百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年五月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
コンビニエンスストア及びマルチメディア及びマルチメディアアキオスク端末を設置している加盟店舗並びにスマートフォン決済アプリを利用して納付される自動車税、個人事業税及び不動産取得税に係る徴収金の収納事務	東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社NTTデータ 代表取締役社長 鈴木 正 範	令和八年四月一日から 令和九年三月十七日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日

告示

埼玉県告示第三百二十二号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

令和八年五月一日

埼玉県知事 大野 元裕

指定年月日	令和八年四月二十日
法人又は団体の名称	学校法人 自治医科大学
代表者の氏名	理事長 安田 充
主たる事務所の所在地	東京都千代田区平河町二丁目六番三号

告 示

埼玉県告示第三百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年五月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
税務システム機能保守等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
80,917,320円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第三百二十四号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、伊奈町から伊奈町の区域内において行われる（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業について環境影響評価準備書等の提出があった。

なお、環境影響評価準備書等の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和八年五月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東部環境管理事務所

伊奈町環境対策課

上尾市環境政策課

桶川市環境対策推進課

蓮田市みどり環境課

二 縦覧の期間

令和八年五月一日（金）から令和八年六月一日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

告示

埼玉県告示第三百二十五号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第四条の規定により、ふぐ処理者試験を次のとおり行う。

令和八年五月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験方法並びに試験期日及び試験会場

イ 学科試験

令和八年十月二十日（火）

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館大ホール

ロ 実技試験

令和八年十一月十八日（水）及び同月十九日（木）

埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目千四百十七番地

コープデリ商品検査センター

二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十三号）第四条各号に掲げる試験科目

三 受験手続

イ インターネットによる場合

(1) 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県食品安全課ホームページで案内する。

(2) 受付期間

令和八年五月十三日（水）午前八時三十分から六月五日（金）午後十一時五十九分まで

ロ 窓口による場合

(1) 受付方法

事前予約をした上で、受験願書及び受験票に写真（出願前六月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名を記載したものに限る。）二枚を添え、埼玉県食品安全課食品保健・監視担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号）まで提出すること。

(2) 受付期間

令和八年六月八日（月）から同月十二日（金）まで

ただし、各日午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）とする。

四 試験手数料

一万八千四百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

五 受験願書の交付方法

イ インターネットによる場合

埼玉県食品安全課ホームページからダウンロードすること。

ロ 紙媒体による場合

埼玉県食品安全課食品保健・監視担当において交付する。

六 合格発表

令和八年十二月十八日（金）午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター

前掲示板及び埼玉県食品安全課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員に郵送で可否を通知する。

告示

埼玉県告示第三百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、美児沢用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年五月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	原田 信次	埼玉県児玉郡美里町大字下児玉千百二十五番地一
同	吉田 信解	本庄市本庄二丁目四番八号
同	小島 進	深谷市宿根千四百五十六番地二
同	吉田 典夫	児玉郡美里町大字根木百九十九番地六
同	長谷川 精一	同 同 関千二百四十番地
同	関根 尚子	同 同 阿那志三百九番地
同	阿武 富士子	同 同 小茂田七百三十一番地三
同	上山 勇	同 同 北十条六百五十三番地
同	葉騰 一己	同 同 南十条五百三十九番地
同	安齋 宗祐	同 同 沼上百三十三番地
同	金井 茂樹	同 同 広木二千八百四十二番地一
同	飯野 泰司	同 同 同 千七百十九番地
同	福島 昇治	同 同 同 駒衣三百七十九番地
同	福島 徳保	同 同 同 四百三十一番地
同	田沼 晃	同 同 同 古郡三百九十七番地
同	宮部 勝利	本庄市児玉町児玉千八百九番地
同	出牛 保和	同 同 児玉町吉田林三百三十五番地三
同	角田 あき子	深谷市後榛沢三百四十一番地
同	田村 肇	同 同 沓掛三十六番地
同	戸塚 勝次	同 同 榛沢六十五番地一
同	井田 幸雄	本庄市栗崎三十九番地一
監事	塚本 昇	児玉郡美里町大字下児玉千十二番地
同	荻野 弘己	深谷市榛沢七百三十七番地
同	飯島 一	児玉郡美里町大字中里五百九番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	原田信次	埼玉県児玉郡美里町大字下児玉千二百二十五番地一
同	吉田信解	本庄市本庄二丁目四番八号
同	小島進	深谷市宿根千四百五十六番地二
同	中島好彦	児玉郡美里町大字根木十一番地二
同	長谷川精一	同 同 関千二百四十番地
同	山崎正則	同 同 阿那志千四百四十四番地一
同	神田和雄	同 同 小茂田二百八十二番地一
同	上山勇	同 同 北十条六百五十三番地
同	新井幹夫	同 同 南十条五百二十三番地
同	長滝岳	同 同 沼上二百一番地
同	田村勝	同 同 広木百五十七番地一
同	中兼利男	同 同 同 四百一番地一
同	坂本博	同 同 同 駒衣三百五十一番地一
同	角田直樹	同 同 同 千七百四十七番地一
同	田端武夫	同 同 同 古郡五百八十二番地一
同	宮部勝利	本庄市児玉町児玉千八百九番地
同	池田稔	同 同 児玉町吉田林二百十四番地
同	橋本喜一郎	深谷市後榛沢四百四十七番地
同	塚本純一	同 同 杓掛二百六十八番地
同	関根猛	同 同 山崎百九十八番地
同	根岸利章	同 同 榛沢六百十八番地
同	山本雅明	本庄市栗崎四十七番地一
監事	中澤啓二	児玉郡美里町大字下児玉千二百二十六番地三
同	戸塚道男	深谷市榛沢二百六十九番地
同	飯島一	児玉郡美里町大字中里五百九番地

告示

埼玉県告示第三百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、庄内領用悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年五月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名 氏 名 住 所

監事 中 村 清 作 埼玉県越谷市大字弥十郎七百四十番地

二 退任

職名 氏 名 住 所

監事 川 島 二 六 埼玉県越谷市大字大道二百五十八番地

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により
国道二百五十四号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合から住所を変更した理事
の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和八年五月一日

埼玉県知事 大野 元裕

理事の氏名及び変更後の住所

島 村 一 夫 埼玉県ふじみ野市西原一丁目二番地九

告示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年五月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 田島清志

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新B	新A	旧A	旧 新 別
秩父市蒔田字上日影二五四二番二地先 から同市蒔田字赤城二六三六番二地先ま で	秩父市蒔田字高橋二五七六番一地先まで	秩父市蒔田字高橋二五八九番一地先か	区 間
八・八九〇七三・四六	一四・〇四〇・三六	一四・〇四〇・三六	敷地の幅員 (メートル)
四三三五・一八	二六五・四五	二六五・四五	延 長 (メートル)
			備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年五月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 田 島 清 志

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父市田村字新シ五七三番一地从先から同 市田村字新シ六二〇番地先まで	区 間
一一・三二〇一六・〇八	九・三七〇一〇・二九	敷地の幅員 (メートル)
	一六〇・一九	延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県教委告示第十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和八年五月一日

埼玉県教育委員会教育長 石川 薫

一 日時

令和八年五月十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第四十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和八年五月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人社団聖心会 十全病院	埼玉県越谷市赤山町五丁目十 番地十八号

告 示

埼玉県選管告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和八年五月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人元気村 介護老人福祉施設 馬室たんぽぽ翔裕園（従来型）	埼玉県鴻巣市原馬室三千 三百三十五
老人ホーム	社会福祉法人元気村 介護老人福祉施設 馬室たんぽぽ翔裕園（ユニット型）	埼玉県鴻巣市原馬室三千 三百三十五
病院	医療法人社団聖心会 湖街ホスピタル	埼玉県越谷市レイクタウ ン八丁目十二番地十二